第一総則

一目的

この法律は、 独立行政法人海洋研究開発機構の名称、 目的、 業務の範囲等に関する事項を定めること

を目的とすること。

(第一条関係)

二定義

こ の法律において「海洋科学技術」とは、 海洋に関する科学技術を、 「基盤的研究開発」とは、 研究

及び開発(以下「研究開発」という。)であって次のいずれかに該当するものをいうとすること。

1 科学技術に関する共通的な研究開発

2 科学技術に関する研究開発であって、 国の試験研究機関又は研究開発を行う独立行政法人に重複し

て設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの

3 科学技術に関する研究開発であって、 多数部門の協力を要する総合的なもの

第二条関係)

三名称

この 法律及び独立行政法人通則法 (以下「通則法」という。) の定めるところにより設立される独立

行政法人の名称は、 独立行政法人海洋研究開発機構とすること。

(第三条関係)

四 機構の目的

独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」 という。)は、平和と福祉の理念に基づき、 海洋に関

する基盤的研究開発、 海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、 海洋科

学技 術 の 水準の向上を図るとともに、 学術研究の発展に資することを目的とすること。 (第四条関 係

五 事務所

機構は、主たる事務所を神奈川県に置くこと。

第五条関係)

六 資本金

1 機 構 の資本金は、 附則の規定により政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額 の合

計額とするとともに、 機構は、 必要があるときは、 文部科学大臣の認可を受けて、 その資本金を増 加

することができるものとし、 その際政府は、 予算で定める金額の範囲内において、 機構に出資するこ

出資者に対し、 その持分を払い戻すことができないものとするとともに、 出資者の持分を取

第六条関

係)

の目的としてこれを受けることができないものとすること。

八 持分の譲 渡等

政府以外の出資者は、 その持分を譲渡することができるものとするとともに、 政府以外の出資者の持

分の移転は、 出資者について第四の一の1から3に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなけ れば、

機構そ の 他 の第三者に対抗することができないものとすること。

第八条関係

九 名 称 の)使用 制限

機 構でな 61 者は、 海洋研究開発機構という名称を用いてはならないものとすること。 (第九条関係)

第七条関

係)

一役員

機構に、 役員として、その長である理事長及び監事二人を置くこととするとともに、 役員として、 理

事三人以内を置くことができるものとすること。

(第十条関係)

二 理事の職務及び権限等

- 1 理事は、 理事! 長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理すること。
- 2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 理事とし、ただし、 理事が置かれてい ないときは

監事とすること。

3 理 事が置かれていないときに、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその

職務 を行う監事は、 その間、 監事 ,の職務を行ってはならないものとすること。 (第十一条関係)

三 役員の任期

1 理 事 長 の任期は、 任命の日から、 その日を含む中期目標の期間の末日までとし、 中期目標の期間が

変更されたときは、 変更後の中期目標の期間の末日までとすること。

2 理 事 の任期は、 当該理事について理事長が定める期間(その末日が理事長の任期の末日以前である

ものに限る。) とし、 理事長の任期が変更された場合において、 理事の任期の末日が理事長の任期の

末日後となるときは、 当該理事の任期は、 変更後の理事長の任期の末日までとすること。

3 監事の任期は、二年とすること。

(第十二条関係)

四 役員の欠格条項の特例

1 通則法第二十二条に定めるもののほか、 物品の製造若しくは販売、 工事の請負若しくは船舶の運航

を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの等は役員となることができないもの

とすること。

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、 所要の読替えを行う

こと。

(第十三条及び第十四条関係)

五 役員及び職員の秘密保持義務

機構の役員及び職員は、 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないものとし、 その職を退い

た後も同様とすること。

六

役員及び職員

の地位

(第十五条関係)

すこと。

(第十六条関係)

第三 業務等

業務の範囲

機構は、 第一の四の目的を達成するため、次の業務を行うこと。

- 1 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。
- 2 1の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 3 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、 船舶の運航その他の協力を行う

こと。

- 4 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。
- 5 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、 及びその資質の向上を図ること。
- 6 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、 整理し、保管し、及び提供すること。
- 7 1から6までの業務に附帯する業務を行うこと。

(第十七条関係)

積立金の処分

1 機 構は、 中期目標 の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一 項又は第二項の規定による

整理 を行っ た後、 積立金があるときは、 その 額に相当する金額のうち文部科学大臣 の 承認. を受け た 金

額を、 当該中期目 標 の期間 の次の中期目 標 の)期間 に係る中期計画の定めるところにより、 当該次の 中

期 沼 目 標 の期間におけ る業務の財源に充てることができるものとすること。

文部 科学大臣は、 承認をしようとするときは、 文部科学省の独立行政法人評価 の意見を

2

1

の

聴くとともに、 財務 大臣 に 協議 Ū な け れ ば ならな 61 も のとすること。

3 機 構 は 1 の積立金の額に相当する金額から文部科学大臣の承認を受けた金額を控除してなお残余

が あるときは、 その残余の額を国庫に納付しなければならないものとすること。 (第十八条関係)

第四 雑 則

出資者原 簿

機構 ば 出資者原簿を備えて置かなければならないものとし、 出資者原簿には、 各出資者について次

の 事項を記載しなければならないものとするとともに、 出資者は、 出資者原簿の閲覧を求めることがで

委員会の

きるものとすること。

1 氏名又は名称及び住所

2 出資の引受け及び出資金の払込み若しくは出資の目的たる金銭以外の財産の給付の年月日又は出資

者の持分の移転の年月日

3 出資額

(第十九条関係)

| 機構の解散時における残余財産の分配

機構は、 解散した場合におい て、 その債務を弁済してなお残余財産があるときは、 これを各出資者に

対し、その出資額を限度として分配するものとすること。

(第二十条関係)

二 主務大臣等

機 構に係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、 それぞれ文部科学大臣、文部科学省及

び文部科学省令とすること。

(第二十一条関係)

四 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

機構の役員及び職員は、 国家公務員共済組合法の規定の適用については、 同法第二条第一項第一号に

規定する職員には該当しないものとすること。

第二十二条関係

五 国家公務員宿舎法の適用除外

玉 家公務員宿舎法の規定は、 機構の役員及び職員には適用しないものとすること。

第二十三条関係)

第五 罰則

所要の罰則規定を設けるものとすること。

第二十四条から第二十六条まで関係)

第六附則

一 施行期日

この法律は、 附則の一部の規定を除き、 公布の日から施行するものとすること。 (附則第一条関係)

機構の成立 の際現に国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条 の規定によ

の国立学校設置法第四条第一項の国立大学に附置する研究所のうち政令で定めるも

の

の

職員

る廃

)止前

その内部組織のうち文部科学大臣が定めるものの職員に限る。)及び海洋科学技術センター(以下「セ

ンター」という。)の職員である者は、 別に辞令を発せられない限り、 機構の成立の日において、 機構

の 職員となるものとする等所要の経過措置を規定すること。

附則第二条から第七条まで関

係)

 \equiv 機 構 の 成 立 一の際、 機構の業務に関 Ų 現に国が有する権利及び義務 のうち政令で定めるも のは、 機構

の 成 立 の 時 に お L١ て 機 構 が承継するとともに、 セ ンター は 機 構 の 成立 の 時 に お L١ て解 散 す る も の とし

機構 が そ の業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産とし て国が承継するも の を除き、 その

切 の権利及び義務は、 機構が承継するものとすること。

附則第八条から第十条まで関

係)

兀 機 構 が 玉 の 有する権利及び義務を承継したときは、 その承継され る権利に係る土地等の 価 額 の 合計額

に 相 金 額 を、 政 府 から 機 構 に出資 され たも のとするととも に 機 構 が センター の 権 利 及び 義 務

る

承継したときは、 国及び機構が承継するセンター た額に、 に対する政府以外の者の出資額の割合を乗じて得た額は、 に属する資産の価 額 の合計額から機構が承継する負 当 該 政府 債

の

金額を差し引

ίi

センター

以 外 の 者から、 機 構 が承 継 するセンター に 属 す る資 産 の 価 額 か ら負 債 の 金 額 を差 し 引 61 た 額 か 5 政府

以 外 の 者 から出資が うあっ たものとされた額を差し引い た 額 ば 政府から、 それぞれ機構に 出資 2 ñ たも

の とすること。

五

附 則第十一条関係)

そ の 他所要 の経過措置等を整備するとともに、 関係法律 の 一 部を改正するものとすること。

を